

作成日	2024年7月1日
学科名	法学科

教育・学習

1. 現状分析

自己評価：S (A) B・C

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

参照資料

- ・学位授与の方針
- ・教育課程編成・実施の方針
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

「法学科 学位授与の方針」において、学生が修得すべき能力として「知識・理解」、「汎用的能力」、「思考・判断」、「対話・相互理解」、「社会性・自律性」および「自立性」といった区分にしたがい、それらの能力を修得した者に学位を授与する旨を明示している。具体的には、次の通りである。第一に、「知識・理解」として、法学の分野について、高度の専門的理解を有していること、人文、社会、自然など、広い教養を有していること、および宗教に対する正しい理解と正しい批判力を有していることである。第二に、「汎用的技能」として、日本語を正確に理解・表現できること、母語以外の、特定の外国語が運用できること、数量データを含む多様な情報を収集・分析・表現し、活用できることおよび情報通信技術（ICT）を活用することができることである。第三に、「思考・判断」として、主体的で批判的・合理的な思考を展開できること、法学・政治学の知識・理解等に拠りつつ、広い視野と根拠に基づいて判断できること、および主体的に課題を発見・解決できることである。第四に、「対話・相互理解」として、様々な状況に応じた、適切な表現・理解、態度によって対話ができること、および対話・議論を通して、他者との相互理解・協調に努めることができることである。第五に、「社会性・自律性」として、高い倫理観を備え、市民としての社会的責務に対する自覚を有していること、社会の規範やルールに従って、自らを律して行動できること、組織の中で、自らの専門的知識・理解・技能、個性や能力を活かして協働できること、適切なリーダーシップを発揮できること、および法学・政治学の専門的知識・理解等を活用して、社会に貢献できることである。そして、第六に、「自立性」として、卒業後も生涯を通じて学び続けられるよう、自立的な学習能力を身につけていることである。いずれにおいても、本学科で学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示している。

他方、「法学科 教育課程編成・実施の方針」において、学位授与の方針に示す能力を修得するための教育課程及び教育・学習の方法として、全学的教育理念であるアクティブ・ラーニングと少人数教育とを汎領域的教育方法として、体系的に配置された共通領域科目・専門領域科目での学びを、4年間、段階的に進めることで、学年・semesterの進行ごとに学びを高め深めていくことが明示されている。すなわち、1年次からの共通教育においては、宗教に対する正しい理解と正しい批判力とを養うとともに、幅広い教養とともに、言語運用能力や情報リテラシーなどの汎用的能力を身につけ、また、キャリアや健康科学についても学ぶこととしている。また、専門領域

においては、法学・政治学の全ての分野についての広い習熟と、各自が選択し専門とする個別分野における極めて高い達成との両立を目指すものとしている。専門領域の教育課程は、基本六法に行政法を加えた科目を中心とした基幹的法律専門科目と、女子大学の法学部としての特色を備えた女性のための法学科目を連携・関連させて編成しており、あわせて、現代法科目、国際関係法科目、政治学・経済学科目などの未来志向型の法学を提供している。以上の専門課程における教育においても、「専門分野と職業とのかかわり」や「豊かな人間形成と人生設計」等の視点から、キャリア教育の実現を目指している。したがって、「法学科 教育課程の編成・実施方針」においては、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にされているといえる。

自己評価：S (A) B・C

評価項目②

学習成果の達成につながるよう学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ※ 具体的な例
- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。

参照資料

- ・R5 設定の主要授業科目表
- ・R5 設定のカリキュラムマップ、ツリー
- ・単位修得要領
- ・シラバス
- ・学修行動調査の学修時間に関する設問（大学）
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

教育課程編成・実施の方針に基づき、全学的教育理念であるアクティブ・ラーニングと少人数教育とを汎領域的教育方法として、共通領域科目・専門領域科目での学びを、4年間で段階的に進めることにより、学年・セメスターの進行ごとに学びを高め深めていくことができるよう、体系的に編成している。

1年次では、初年次演習とともに、法学・政治学に関する基礎的知識を身につけて、憲法、民法刑法などの法律専門科目を配置している。2年次の発展的講義では、法学・政治学の専門科目を配置し、少人数教育の演習形式での学びを行い、主体的に調査し考える力を涵養する。3年次では、各分野の専門的知識を深め、リーガル・マインドを修得するための学びをさらに深める。すなわち、事例研究を通して演習を行い、主体的に調査し、批判的・合理的に考える力を養うとともに、課題発見力や課題解決力を身につけ、対話能力も高めている。4年次では、1つの分野に絞って、一段と専門性の高い知識・技能を身につけるとともに、指導教員の個別指導のもと4年間の学修を総合して卒業研究を完成させ、生涯にわたって学び続ける能力の確立を目指している。

なお、学位授与の方針と、配置している授業科目との関連については、カリキュラムマップに

において示しており、カリキュラム全体の体系性については、カリキュラム・ツリーを作成し、オリエンテーションにおいて解説している。

自己評価：S (A)・B・C

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等などの措置。

参照資料

- ・シラバス
- ・ALCS 学修行動比較調査（1・3回生）
- ・授業アンケート
- ・学修行動調査（大学）
- ・卒業時アンケート（大学）
- ・ジェネリックスキル測定テスト
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

法学科開講科目のシラバスには各教員とも、オンラインを含めて各科目に適した授業形態、授業方法、授業外学修の内容・時間等を明記している。また、各教員の活動報告書の教育活動によれば、学科内の多くの教員が講義内（講義の終わりまたは数回の講義終了時に）小テストや確認テストを実施し、受講生の理解度・到達度の確認を行っていること、受講生の理解度・到達度などを確認しながら適宜、授業内容や難易度を調整しつつ説明の仕方を改善するなどの方法をとっていることがうかがわれる。「授業アンケート」の結果によれば、法学科の教員による課題に対するフィードバックは効果的に行われていたかとの問いに対して、「非常にそう思う」が30%前後、「そう思う」が40%前後で推移している。なお、法学科教員のふりかえりの方法として次のような試みもみられた。すなわち、第1回の講義で、講義概要、計画、成績評価について受講生に説明し、この授業における自身の目標を考えてもらい、第15回目あるいは試験（課題）の中で、「授業をふりかえて、①科目登録に際して何を期待したか（計画）、②この講義を通して何を学んだか（結果）、それをこれからの自分にどう活かすか（実践）について述べなさい。」という設問をおき、受講者自身が自己の学びをふりかえるとともに、成績と照らし合わせて、受講生の理解度や到達度を確認することを行っていた。個別の授業において、PDCAが適切にまわっているかを確認することのできる好事例であると考えられる。

また、教員の説明の仕方・話し方、作成する資料のわかりやすさ、授業への満足度等も概ね、「非常にそう思う」が30%前後、「そう思う」が40%から50%あたりで推移していることに鑑みれば、各教員の行う授業について、比較的満足度が高いことがうかがえる。

学生に対する指導については、全学的に行われている学習面談とともに、法学科独自の取り組みとして、「学生情報交換会」を、前期・後期の成績公開後（9月中旬、3月中旬）に、1回生から4回生までのゼミの担当教員から講義や演習等での学生の取組み状況を報告し情報を共有している。これにより講義や演習等で、学生一人ひとりに配慮した指導を行うことが可能となっている。

自己評価：S (A)・B・C

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

参照資料

- ・シラバス
- ・授業アンケート
- ・各科目の成績分布
- ・学修行動調査の成績評価に関する設問（大学）
- ・ALCS学修行動比較調査（1・3回生）
- ・各種会議の議事録等
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

次年度の「シラバス」を各教員が入力した後は、入力されたシラバスを「第三者」が参照し、成績評価の方法および単位認定の方法について、適切に記載されているかをチェックし、必要な記載がなければ、修正等を求めていること、また、学科長が、法学科の専門科目を担当する教員のシラバスを参照したが、すべての教員において適切な記載がなされていると評価できる。

【2020～23】「科目区分別成績分布（平均得点）」によれば、法学科専門科目の平均得点は全体平均と近く、年度別学科専攻別 卒業生の累積 GPA 分布（2020～2023）や、【2020～23】「科目区分別成績分布（評価区分別）」によれば、バランスの取れた成績分布となっている。

もともと、同一科目（特に演習）や卒業研究等についての成績評価、基準は各教員の裁量になっており、学科内で考え方を共有する必要がある。

成績評価については、「ALCS学修行動比較調査」から見た満足度のデータによれば、「学んだ成果に対する評価のされ方」に対して、1回生で88%、3回生で81.%の学生が「満足」と回答しており、いずれも全体平均値以上であることから、評価の公平性については、概ね満足しているものと考えてられる。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。

参照資料

- ・各種アンケート（ALCS 学修行動比較調査、授業アンケート、卒業時アンケート等）
- ・ジェネリックスキル測定テストの結果
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

「ACLS 学修行動比較調査」、「卒業時アンケート」および「ジェネリックスキル測定テスト」の結果によれば、学科において身につけてほしい学習成果の修得にかかる学生の実感および修得状況は概ね良好であるといえる。もっとも、一部の学習成果について、修得にかかる学生の実感および修得度が低いものがあるが、著しく低いものではないことから課題とまではいえませんが、学習成果の修得度について、許容できる状況とは具体的にどの程度のものなのかを明確にする必要があると考えられる。

授業アンケートや卒業時アンケート等の集計データの活用および各教員の活動報告書（教育業績部分）の共有等を通じて、学科内でもヒアリング等を実施した。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

参照資料

- ・過年度自己点検評価シート
- ・卒業時アンケート（大学）
- ・資格取得状況
- ・進路就職状況
- ・最低修業年限内卒業率
- ・過年度のFDの取組企画と振り返りシート
- ・各種会議の議事録等
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

教育課程に関する点検・評価の体制としては、学部長と学科長が相談のうえで、自己点検・評

価の根拠資料を参照し、それに基づいて、自己点検・評価の原案を作成している。作成した原案は、学科会議で審議を行い、教員間で出された意見等を踏まえて修正し、学科会議で審議を行っている。

「進路・就職結果データ」および進路就職課、進路就職委員からの過年度の卒業生および卒業回生の就職状況を学科会議等で共有し、そうした共有情報に基づいて自己点検・評価を行っている。

なお、「進路・就職結果データ」によれば、2020年度 96.5%、2021年度 98%、2022年度 98.8%、2023年度 98.8%と、法学科の卒業生の進路・就職状況に大きな偏りはなく、概ね良好である。また、不動産取引に関する専門的知識の修得を要する宅地建物取引士は、2020年度 4名、2021年度 7名、2023年度 7名の合格者を出している。また、法律学一般に関する専門的知識および能力の修得を要する法学検定は、例年数名のエクセレント合格者（2023年度は6名）がいる。法学科では、こうした進路就職状況や資格試験の取得状況を、学科会議等における進路・就職委員からの情報共有および関連する授業科目（法学実務基礎等の科目）や法学部長賞の表彰の対象者を決定するプロセス等において適切に把握している。

法学科では毎年、FD活動として2021年度から2023年度の後期に学生（ピア・サポーターおよび法学部学生自治会）との間で意見交換会を実施している。そこでは、女子大唯一の法学部としての「強み」となるポイントをピックアップし確認する作業およびそのような「強み」を絞り込み、明確化・言語化することや、学科の教育の特徴、カリキュラム等とのつながりを明らかにすることを議論したほか、法学科における個別の授業やその運営にかかる内容についても議論を行っており、それを踏まえて学科内でも改善等を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

法学部法学科は、ジェンダー法学を体系的に学べる唯一の法学部として、どの法学部にもある基本六法に行政法を加えた法学科目、現代社会の新たな課題に対応する現代法科目、国際関係法や政治・経済・経営学などの科目のほか、ジェンダー視点から社会をとらえ、実生活で直面する課題や社会問題を法的に解決するための学びであるジェンダー法科目を体系的に配置している点が長所であり、特徴である。

【問題点】

(1) 学位プログラム全体のDPの配分の中でも特に「知識・理解」「思考・判断」の項目の配分が多い。法学の学びのこのような特徴を、どのように有益な学びに変えることができるかが問われる。

(2) 法学科固有の問題かどうかについては検討が必要であるが、他学科に比べて実就職率および未決定者がやや低いことを指摘することができる。資格取得や試験などを受験するための準備（試験勉強や予備校への通学など）や家業の仕事に従事しているが、「就職」として届け出ていないことが考えられる。

3. 改善・発展方策

【改善・発展方策】

(1) 「特に「知識・理解」「思考・判断」の項目の配分が多いところ、法学科カリキュラムのコアである法律学、政治学という学問分野の特性が出ている。これについては、知識・理解をもって、思考・判断へと応用させていく学びをより効果的なものとしていくことを考えたい。例えば、シラバス第三者チェックに際して、両者に有機的な関連性があるか確認してもらうことが考えられる。

(2) 上記2の【問題点】(2)については、ゼミ等の教員などを通じて、進路・就職についての届けを出すよう促すなど指導をしていくとともに、引き続き学科内での進路・就職等の状況を把握し、何らかの変化が生じた場合にはすぐに対処できるよう定期的に情報共有を行っていく。

学生の受け入れ

1. 現状分析

自己評価：S・(A)・B・C

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

参照資料

- ・学生の受け入れ方針
- ・各種会議の議事録等
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

入学者の受け入れ方針は、法学部法学科（学士課程）と大学院法学研究科（修士課程）とを、京都女子大学が掲げる教育理念に基づいて、学位課程ごとに適切に設定されている。

法学科の入学者の受け入れ方針では、求める学生像を次の通り示している。

- (1) 「法学や政治学等に強い興味と関心とを抱き、関連する教科の学びを実質的に修得できおり、知識・技能、思考力・判断力・表現力（特に自己の考えを論理的に表現・説明できる能力の基礎）を身につけている。」
- (2) 法学や政治学等の分野の問題について関心をもち、幅広い経験を通して学ぼうとする意欲がある。
- (3) 国内外の社会情勢や多様な問題に関心があり、法学や政治学等の分野で学んだことを活かしてそれらに取り組む意欲がある。
- (4) 主体性や協調性、多様性を尊重する姿勢を身につけている。
- (5) 修得した知識・技能を用いて社会に貢献する意欲がある。

上記(1)～(5)に掲げる基礎的学力、素養、意欲等を備えた学生を求めるとされており、法学科として求める学生像を理解しやすく明示していると考えられる。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

参照資料

- ・実志願者・延べ志願者推移
- ・入試区分別志願者推移
- ・入試区分別累積 GPA
- ・各種会議の議事録等
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

法学科では、ここ数年間、入試広報課からの入試報告会および個別のレクチャーにより学科内で志願者状況の把握に努めているが、若干の危機感と緊張感を感じて、志願者獲得に向けた取組を実施している。今後も引き続き入試広報課と協力して、志願者動向等の情報共有をしていくとともに、それに基づいて、広報活動、高校訪問、出張講義などを継続的に行うこととしている。具体的には、まず、高校訪問および出張講義についても、法学科の全教員がこれに関わって取り組むこととしている。次に、広報活動としては、法学科のインスタグラムを通じて、教員自身や授業風景などを撮影し、さらには出張講義などの講義内容を事前に紹介することで、受験生にとってより身近に大学の学びを感じてもらえるよう努めている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点**【長所】**

(1) 入試区分別累積 GPA 分布 (2020～2023 年度入学) によれば、入学年度、入試制度ごと多少の差はみられるが、全学的な平均値と大きな差 (± 0.2 ポイントの範囲内) はみられない。例年、全学平均値を大きく上回っているのが、「総合型選抜入試」(2020～2023 年度入学) であり、早期に合格を果たし、入学前教育プログラムの受講およびその他の課題を通じた学習により、大学入学までの間に、大学での学びへとつなげる準備ができているものと思われる。

(2) 関西圏での法学部の出張講義についてネット検索すると、京女法学部が上位にヒットする。

【問題点】

(1) 「入試区分別累積 GPA 分布 (2023 年度入学)」によれば、いずれの入試制度においても全学的な平均値を大きく下回っている。その中でも公募制推薦、京女高では、1.188 ポイント、総合型選抜では、1.134 ポイントも下回っている。

(2) 「入試区分別累積 GPA 分布 (2020～2022 年度入学)」によれば、全学平均値と大きな差は見られないが、一般前期、指定校 A・B で、0.6 ポイント程度下回っている。

(3) 出張講義の担当を法学部教員で割り振る場合、だれが担当するかについて偏りが出てくる。学科内部で不公平感があると、出張講義の学部教員全員の協力体制にほころびが生じ得る。

3. 改善・発展方策

【改善・発展方策】

(1) 広報活動を通じて、法学部および法学部における学びの魅力（特に女子大法学部における学びの魅力）を受験生等にも伝えていく。

(2) 現行の入学前教育で一定の成果をあげているものと考えられるが、今後、受験生のレベル等に合わせて見直すことも検討する。

(3) 学科会議で、当該年度、出張講義に誰が何度行ったかを表にして提示して、教員の意識を高めることができる。

教員・教員組織

1. 現状分析

自己評価：S (A) B・C

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
※具体的な例
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

参照資料

- ・教員組織の編成方針
- ・科目群別非常勤教員比率
- ・各種会議の議事録等
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

第一に、「所属教員の状況」によれば、法学科全体の平均年齢は54歳、「令和5年度各学科・専攻の教員数」によれば教授率が87.5%、女性比率が56.5%となっており、学部創設当初より適正な年齢、性別のバランスを保っている。全学的な方針にならい、法学科では、公正な評価に基づき能力が同等と認められる場合は、女性を積極的に採用することとしている。職位や年齢の構成については、学部創設以降時間の経過とともに徐々に偏りが生じてきており、今後の採用人事において、調整を図る必要がある。

第二に、各教員の研究業績と担当科目の適合性については、過年度の「活動報告書」(研究業績)を学部長・学科長とで共有し、定期的に研究活動を通じて研究業績(広く学会・研究会への参加も含む)をあげているかを確認しており、それをもとに、科目適合性の確認を行っている。定期的に研究業績をあげていない場合には、積極的に研究活動を行うよう促している。

なお、法学科の必修科目を担当する教員については、一部の例外はあるが、原則として必修科目はすべて専任教員が担当しており、専門教育において重要な科目は専任教員が担当する体制が整っているといえる。また、法学科専門科目における「科目群別非常勤比率」は、他学科に比べて例年非常に低く、2021年度25%、2022年度24%、2023年度35%になっており、大半の科目を専任教員の担当していることがわかる。

自己評価：S (A) B・C

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

参照資料

- ・教員の性別・年齢・職位構成
- ・各種会議の議事録等
- ・その他参照した資料 ()

【現状分析】

法学科では、全学的な内規をもとに、学科内での「申し合わせ」を作成しており、その申し合わせに基づいて、教員の募集、採用、昇任等に係る人事を行っている。具体的には、「新規採用・昇任人事にかかる申し合わせ」である。

法学部の教授比率は、「87.75%」であり、全学的に見ても教授比率が高く、以前より認証評価等で指摘されてきた事項であり、かつ自己点検評価においても、その旨指摘し今後の人事において調整を図ることとしている。また、現在の法学部全体の平均年齢は「54歳」であり、全学的にみても平均的であるといえる。もっとも、職位や年齢の構成については、学部創設以降時間の経過とともに徐々に偏りが生じてきており、今後の採用人事において、調整を図る必要がある。今後の採用人事においては、大学院の研究指導等が担当可能であることを考慮すると、博士の学位を有するか、それと同等の業績を有する准教授以上（契約教授は除く）を採用することにより、職位構成や年齢構成も改善されうる。

自己評価：S (A) B・C

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

参照資料

- ・過年度の FD の取組企画と結果
- ・授業アンケート（大学）
- ・卒業生アンケート（大学）
- ・ALCS 学修行動比較調査（1・3 回生）
- ・各種会議の議事録等
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

法学科では毎年、FD 活動として 2021 年度から 2023 年度の後期に学生（ピア・サポーターおよび法学部学生自治会）との間で意見交換会を実施している。そこでは、女子大唯一の法学部としての「強み」となるポイントをピックアップし確認する作業およびそのような「強み」を絞り込み、明確化・言語化することや、学科の教育の特徴、カリキュラム等とのつながりを明らかにすることを議論したほか、法学科における個別の授業やその運営にかかる内容についても議論を行っており、それを踏まえて学科内でも改善等を行っている。

法学部の強みについて、内部での周知に加え、外部にも打ち出していくとともに、女子大唯一の、そしてジェンダー法学を体系的に学ぶことのできる法学部として、女子大および女子大法学の学びの意義を再認識する必要がある。

自己評価：S (A)・B・C

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

参照資料

- ・各種会議の議事録等
- ・過年度自己点検評価シート
- ・その他参照した資料（)

【現状分析】

2021（令和 3）年度より学科内で教員構成 WG を設置し、学科の教員組織に関わる事項について定期的に検討を行っている。具体的には、現在の教員の職位および年齢構成などをもとに、退職年度をシミュレートするとともに、後任人事の採用計画等の原案作成についても検討を行っている。また、近年では全学的な「内規」に基づき、特任教授の申請にかかる学科内での申し合わせも作成し、運用している。

2022 年度から 2023 年度は法学部のブランディングに力を入れたが、その際に、他大学との差

別化を図るべく、京女法学部の現状を把握し、強みを明らかにするために議論を重ねてきた。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

法学科所属教員のうち、女性教員が9名、男性教員が7名と女性比率が5割を超えており、他大学とは異なり、優れたジェンダーバランスを維持しているものと考えられる。

【問題点】

職位構成に関しては、学科所属教員16名のうち、14名が教授、2名が准教授となっており、教授比率が全学的に見ても高いことが課題となっている。

3. 改善・発展方策

【改善・発展方策】

職位構成に関しては、学部の開設以来14年余りが経過し、徐々に偏りが生じてきており、今後の採用人事において、調整を図る予定である。